

令和4年監査公表第15号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年11月14日

半田市監査委員 竹内 功 治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年9月16日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（識見監査委員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年9月16日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年9月16日付け、住民監査請求書（3枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、現任の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖がありますので、本件請求書の監査は、新任の監査委員等の体制で対応いただくよう求めます。（書証4.より）

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

（市の住民監査請求への不正監査を放置している。）

2. 請求の内容

令和4年7月11日（書証1.の提出日）以降、書証1.に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは、給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。

〔半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）の計4人分です。〕

3. 請求の理由

半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）は、請求人提出の令和4年7月11日付けの「住民監査請求書（5枚）」と題する文書（書証1.）に対する監査業務について、以下の違法職務を行いました。

（1）. 上記の4名は、書証1.の監査は、できません。

書証1.の住民監査請求書は、現任の市監査委員と同事務局職員による不正・違法な職務に対して、請求人が提出したものです。このため書証1.の提出先を新任半田市監査委員各位あてにすることで、半田市長に住民監査請求制度の現行の運用状況について問題提起しているのです。

従って、請求人が提出していた書証1.に対する監査は、現任の監査委員及び同事務局職員は排斥され行うことはできません。

このように請求人が述べる理由は、常識であり、あたりまえです。

あたりまえのことは、法では規定しません。公序良俗の観点から容易に判断できるからです（書証3.の理由にも記しています。）。

（2）. 排斥されている現任者（4名）が監査を行った。

市監査委員事務局は、令和4年9月6日付けの「住民監査請求に係る監査結果の通知等の受領について（連絡）」と題する文書（書証2.）を請求人に送付・送信して、書証1.に対する監査結果を半田市役所まで取りにくるよう連絡してきました。

排斥されている現任の監査委員と同事務局職員が書証1.の監査を不正に行ったのです。このような違法職務を半田市監査委員（西川と竹内）と同事務局職員（斎藤と佐藤）は、恒常的に行っています。

4. 提出する書証（次の書証1.～4.です。）

- ・書証1. 令和4年7月11日付け、請求人提出、監査委員あて「住民監査請求書（5枚）」
- ・書証2. 令和4年9月6日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、「住民監査請求に係る監査結果通知等の受領について（連絡）」
- ・書証3. 令和4年9月6日付け、請求人提出、監査委員事務局あて、「令和4年7月11日付け、住民監査請求書に対する監査結果通知等受領の連絡について（回答）」
- ・書証4. 令和4年8月現在、請求人の体験、「現在の代表監査委員等の不正監査の状況」（半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実）

以上.

第2 監査の請求

令和4年9月16日に提出された住民監査請求書（3枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月20日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年10月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を同年9月28日付けで通知したが、請求人は、同年10月3日に同通知の受取を拒否した。

令和4年10月13日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（3枚）」の「請求の内容」欄は、「令和4年7月11日（書証1.の提出日）以降、書証1.に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。（半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）の計4人分です。）」と記載されている。

したがって、令和4年7月11日から同年9月16日までの半田市監査委員2名の内、識見を有する者のうちから選任される監査委員の委員報酬について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

なお、法第199条の2の規定に基づき、西川承識見監査委員は除斥とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

① 監査委員の選任は、法第196条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第196条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～3 ※省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5～6 ※省略

② 監査委員の設置及び定数は、法第195条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

- ③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- ⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 の 3 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 3〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

- ⑧ 令和 4 年 7 月 11 日から同年 9 月 15 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、識見を有する者の中から選任された委員に対し、以下の委員報酬が支払われた若しくは支払われる。

・識見を有する者の中から選任された委員 月額 105,200 円

(2) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

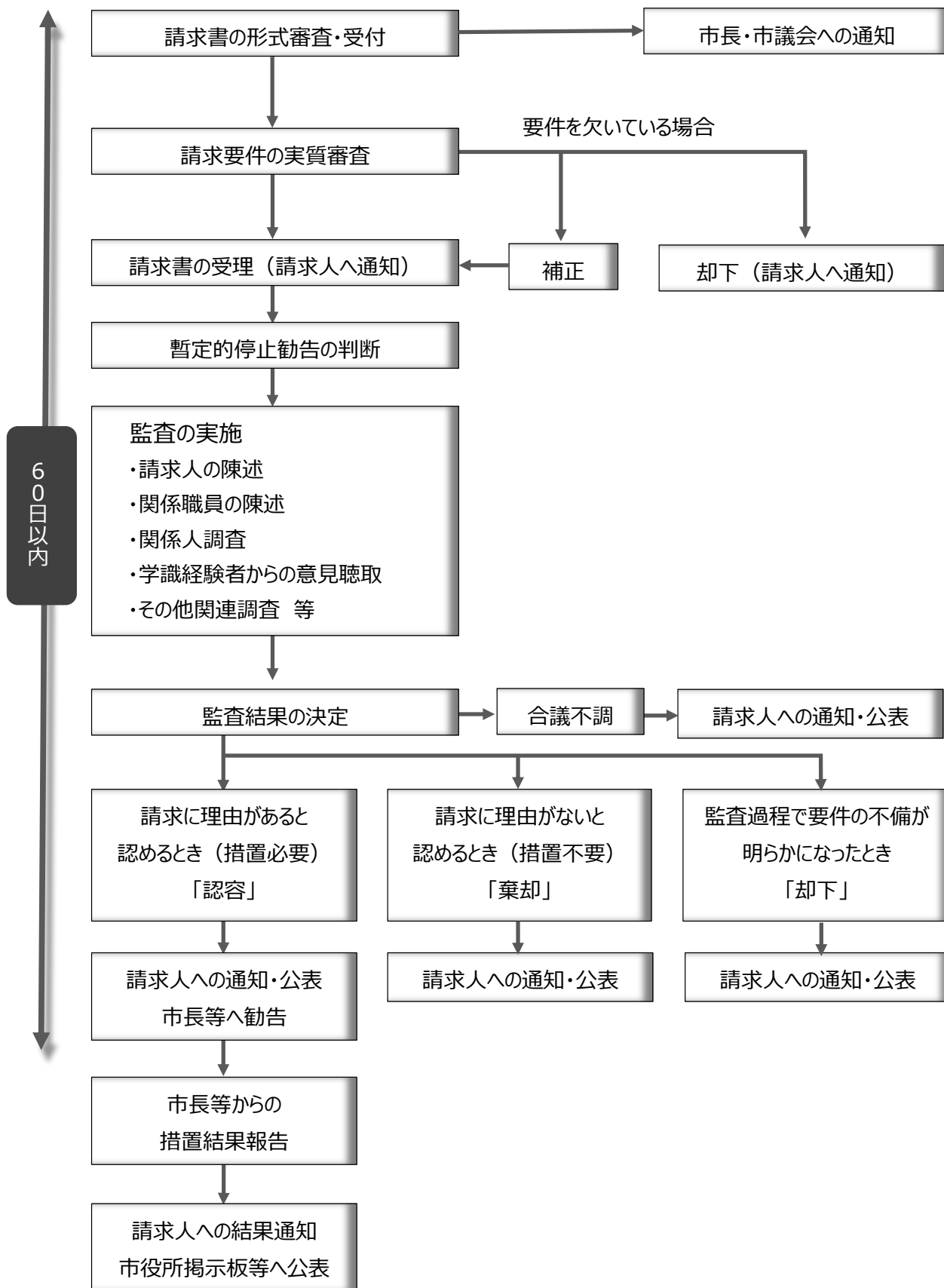
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法 242 条第 1 項の住民監査監査請求に対し、同条第 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条の 2 第 2 項第 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決）されている。同一住民が住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度、住民監査請求を行うことは、「一時不再理の原則」により、不適法な住民監査請求とされている。
- ③ 監査委員の排斥について
法第 199 条の 2 の規定に基づき、「監査執行上の除斥」を適用している。
- ④ 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができる」とされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないとされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の排斥について

先述の「第 3 第 3 項（2）③」で記載のとおり、法第 199 条の 2 により、「監査執行上の除斥」が規定されている。

そして、監査委員が 2 人である市町村において、そのうち 1 人が排斥した場合における監査（合議）は、排斥されない監査委員 1 人で行うこととされている（昭和 48 年 4 月 13 日行政実例）。このことから、監査委員兩名は、いずれも自身を対象とする監査請求を監査せず、自分以外の監査委員を対象とする監査請求の監査を 1 人で行っている。

5 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

6 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている識見を有する監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、公正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

- 2 半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、識見を有する者の中から選任された委員には、月額 105,200 円が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上

令和4年監査公表第15号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年11月14日

半田市監査委員 西川 承

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年9月16日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（議会選出監査委員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年9月16日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年9月16日付け、住民監査請求書（3枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、現任の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖がありますので、本件請求書の監査は、新任の監査委員等の体制で対応いただくよう求めます。（書証4.より）

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

（市の住民監査請求への不正監査を放置している。）

2. 請求の内容

令和4年7月11日（書証1.の提出日）以降、書証1.に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは、給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。

〔半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）の計4人分です。〕

3. 請求の理由

半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）は、請求人提出の令和4年7月11日付けの「住民監査請求書（5枚）」と題する文書（書証1.）に対する監査業務について、以下の違法職務を行いました。

（1）. 上記の4名は、書証1.の監査は、できません。

書証1.の住民監査請求書は、現任の市監査委員と同事務局職員による不正・違法な職務に対して、請求人が提出したものです。このため書証1.の提出先を新任半田市監査委員各位あてにすることで、半田市長に住民監査請求制度の現行の運用状況について問題提起しているのです。

従って、請求人が提出していた書証1.に対する監査は、現任の監査委員及び同事務局職員は排斥され行うことはできません。

このように請求人が述べる理由は、常識であり、あたりまえです。

あたりまえのことは、法では規定しません。公序良俗の観点から容易に判断できるからです（書証3.の理由にも記しています。）。

（2）. 排斥されている現任者（4名）が監査を行った。

市監査委員事務局は、令和4年9月6日付けの「住民監査請求に係る監査結果の通知等の受領について（連絡）」と題する文書（書証2.）を請求人に送付・送信して、書証1.に対する監査結果を半田市役所まで取りにくるよう連絡してきました。

排斥されている現任の監査委員と同事務局職員が書証1.の監査を不正に行ったのです。このような違法職務を半田市監査委員（西川と竹内）と同事務局職員（斎藤と佐藤）は、恒常的に行っています。

4. 提出する書証（次の書証1.～4.です。）

- ・書証1. 令和4年7月11日付け、請求人提出、監査委員あて「住民監査請求書（5枚）」
- ・書証2. 令和4年9月6日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、「住民監査請求に係る監査結果通知等の受領について（連絡）」
- ・書証3. 令和4年9月6日付け、請求人提出、監査委員事務局あて、「令和4年7月11日付け、住民監査請求書に対する監査結果通知等受領の連絡について（回答）」
- ・書証4. 令和4年8月現在、請求人の体験、「現在の代表監査委員等の不正監査の状況」（半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実）

以上.

第2 監査の請求

令和4年9月16日に提出された住民監査請求書（3枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月20日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年10月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を同年9月28日付けで通知したが、請求人は、同年10月3日に同通知の受取を拒否した。

令和4年10月13日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（3枚）」の「請求の内容」欄は、「令和4年7月11日（書証1.の提出日）以降、書証1.に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。（半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）の計4人分です。）」と記載されている。

したがって、令和4年7月11日から同年9月16日までの半田市監査委員2名の内、識見を有する者のうちから選任される監査委員の委員報酬について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

なお、法第199条の2の規定に基づき、竹内功治議会選出監査委員は除斥とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

① 監査委員の選任は、法第196条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第196条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～3 ※省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5～6 ※省略

② 監査委員の設置及び定数は、法第195条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- ⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 の 3 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 3〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

- ⑧ 令和 4 年 7 月 11 日から同年 9 月 15 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、議会の議員の中から選任された委員に対し、以下の委員報酬が支払われた若しくは支払われる。

・議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円

(2) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

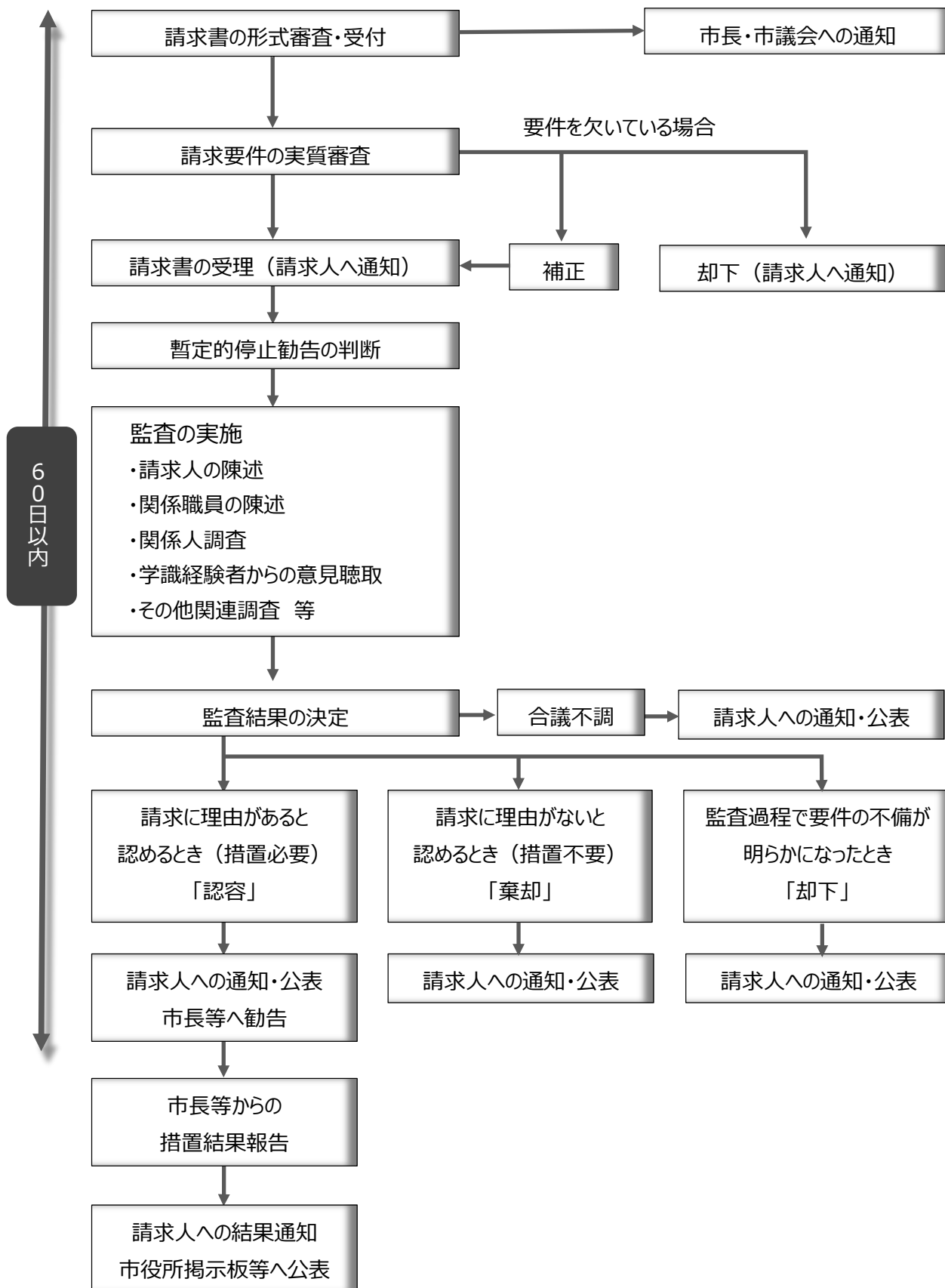
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法 242 条第 1 項の住民監査監査請求に対し、同条第 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条の 2 第 2 項第 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決）されている。同一住民が住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度、住民監査請求を行うことは、「一時不再理の原則」により、不適法な住民監査請求とされている。
- ③ 監査委員の排斥について
法第 199 条の 2 の規定に基づき、「監査執行上の除斥」を適用している。
- ④ 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任にすることが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができる。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがない。とされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の排斥について

先述の「第 3 第 3 項（2）③」で記載のとおり、法第 199 条の 2 により、「監査執行上の除斥」が規定されている。

そして、監査委員が 2 人である市町村において、そのうち 1 人が排斥した場合における監査（合議）は、排斥されない監査委員 1 人で行うこととされている（昭和 48 年 4 月 13 日行政実例）。このことから、監査委員兩名は、いずれも自身を対象とする監査請求を監査せず、自分以外の監査委員を対象とする監査請求の監査を 1 人で行っている。

5 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

6 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている議会の議員の中から選任された監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

- 2 半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、議会の議員の中から選任された委員には、月額 34,200 円が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、議会の議員の中から選任された監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上

令和4年監査公表第15号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年11月14日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年9月16日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（監査委員事務局職員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年9月16日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年9月16日付け、住民監査請求書（3枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、現任の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖がありますので、本件請求書の監査は、新任の監査委員等の体制で対応いただくよう求めます。（書証4.より）

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

(市の住民監査請求への不正監査を放置している。)

2. 請求の内容

令和4年7月11日(書証1.の提出日)以降、書証1.に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは、給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。

[半田市監査委員(西川と竹内)及び同事務局職員(斎藤と佐藤)の計4人分です。]

3. 請求の理由

半田市監査委員(西川と竹内)及び同事務局職員(斎藤と佐藤)は、請求人提出の令和4年7月11日付けの「住民監査請求書(5枚)」と題する文書(書証1.)に対する監査業務について、以下の違法職務を行いました。

(1). 上記の4名は、書証1.の監査は、できません。

書証1.の住民監査請求書は、現任の市監査委員と同事務局職員による不正・違法な職務に対して、請求人が提出したものです。このため書証1.の提出先を新任半田市監査委員各位あてにすることで、半田市長に住民監査請求制度の現行の運用状況について問題提起しているのです。

従って、請求人が提出していた書証1.に対する監査は、現任の監査委員及び同事務局職員は排斥され行うことはできません。

このように請求人が述べる理由は、常識であり、あたりまえです。

あたりまえのことは、法では規定しません。公序良俗の観点から容易に判断できるからです(書証3.の理由にも記しています)。

(2). 排斥されている現任者(4名)が監査を行った。

市監査委員事務局は、令和4年9月6日付けの「住民監査請求に係る監査結果の通知等の受領について(連絡)」と題する文書(書証2.)を請求人に送付・送信して、書証1.に対する監査結果を半田市役所まで取りにくるよう連絡してきました。

排斥されている現任の監査委員と同事務局職員が書証1.の監査を不正に行ったのです。このような違法職務を半田市監査委員(西川と竹内)と同事務局職員(斎藤と佐藤)は、恒常的に行っています。

4. 提出する書証(次の書証1.~4.です。)

・書証1. 令和4年7月11日付け、請求人提出、監査委員あて
「住民監査請求書(5枚)」

・書証2. 令和4年9月6日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、
「住民監査請求に係る監査結果通知等の受領について(連絡)」

・書証3. 令和4年9月6日付け、請求人提出、監査委員事務局あて、
「令和4年7月11日付け、住民監査請求書に対する監査結果通知等受領の連絡について(回答)」

- ・書証 4. 令和 4 年 8 月現在、請求人の体験、
「現在の代表監査委員等の不正監査の状況」（半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実）

以上.

令和 4 年 9 月 16 日に提出された住民監査請求書（3 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 20 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 10 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を同年 9 月 28 日付けで通知したが、請求人は、同年 10 月 3 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 10 月 13 日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（3 枚）」の「請求の内容」欄は、「令和 4 年 7 月 11 日（書証 1. の提出日）以降、書証 1. に関する監査の職務についやした役務に対して、次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは給与・一時金を取り返し、その取り返した金額を半田市長は、半田市に返納せよ。（半田市監査委員（西川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）の計 4 人分です。）」と記載されている。

したがって、令和 4 年 7 月 11 日から同年 9 月 16 日までの半田市監査委員事務局職員（2 名）の給与・一時金について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員事務局の職員に関すること

- ① 監査委員事務局の設置は、法第 200 条第 2 項に基づき、半田市監査委員に関する条例（平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号。以下「条例」という。）が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。

法第 200 条〔事務局の設置〕

都道府県の監査委員に事務局を置く。

2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3～7 ※省略

監査委員事務局の職員は、条例に基づき、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）が定められ、規程第 2 条に基づき、事

務局に局長及び書記を置いている。

- ② 事務局職員の職務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

- ③ 事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 4 条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

一 監査委員に関すること。

二 予算、決算等財務に関すること。

三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。

四 監査資料の収集及び整備に関すること。

五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

- ④ 令和 4 年 7 月 11 日から同年 9 月 15 日までの間、事務局職員（2 名）の勤務状況は、半田市職員服務規程（昭和 43 年 6 月 14 日庁達第 5 号）第 3 条第 3 項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

(3) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

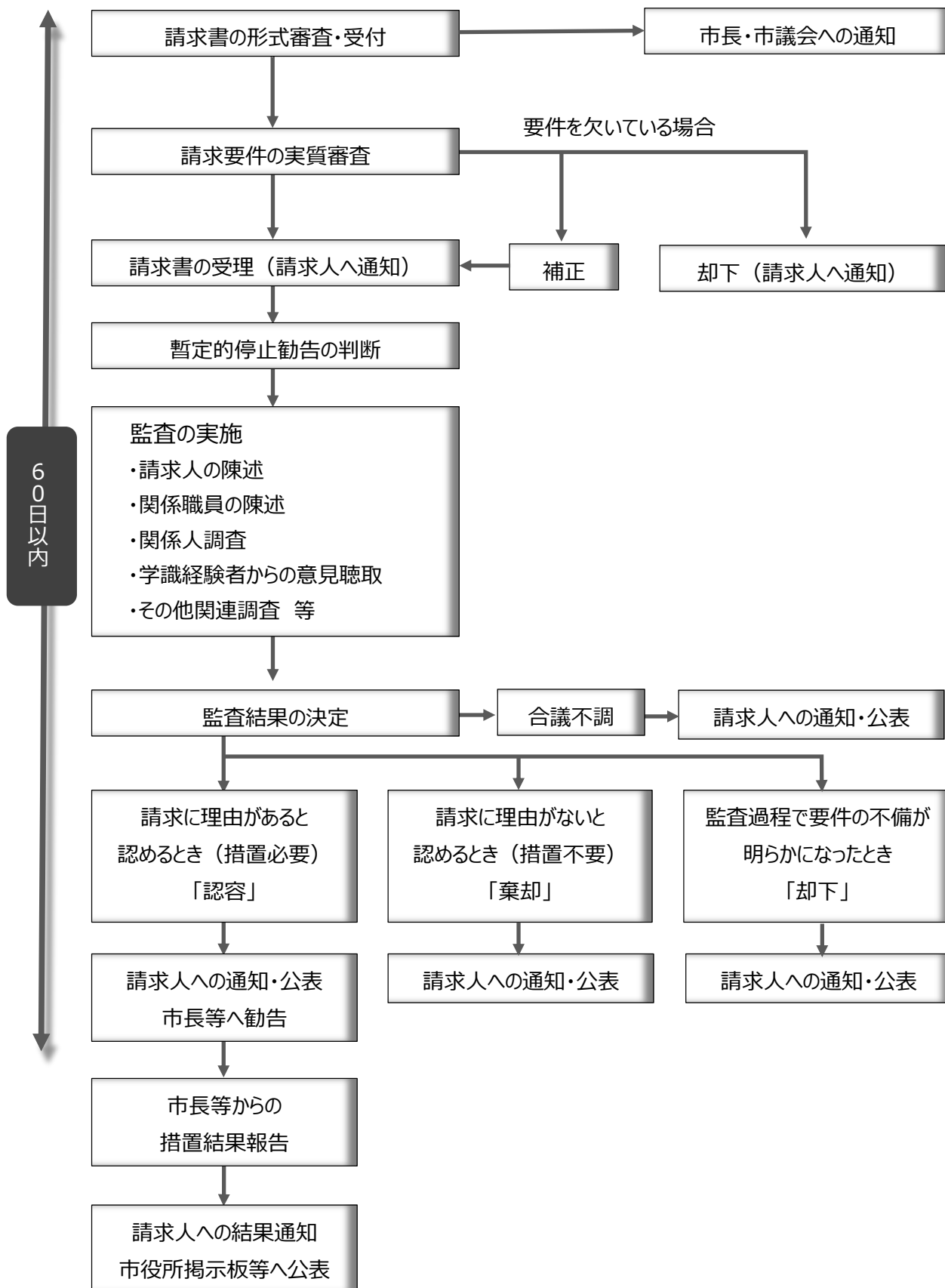
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法 242 条第 1 項の住民監査監査請求に対し、同条第 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条の 2 第 2 項第 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決）されている。同一住民が住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度、住民監査請求を行うことは、「一時不再理の原則」により、不適法な住民監査請求とされている。
- ③ 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 住民監査請求の事務について

法第 200 条第 2 項に基づき、条例が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員については、規程が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記が置かれている。また、事務局職員は、規程第 3 条に基づき、監査委員又は上司の命を受け、監査（住民監査請求）に関する事務手続を行うことが義務づけられている。

上記のことは、監査委員事務局の職員について、排斥等を定めた規定が法令上存在しないことにもあらわれている。

2 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

3 監査委員事務局職員の勤務状況等について

監査委員事務局職員（2 名）は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しており、勤務状況に全く問題はない。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

先述の「第 4 第 1 項」で記載のとおり、監査委員事務局の職員は、監査の事務手続を行うことが

義務づけられている。

なお、監査委員事務局の職員は、監査請求の内容に関わらず、監査事務を行うことが予定されており、このことは、監査委員事務局の職員について、排斥等を定めた規定が法令上存在しないことにもあらわれている。

そして、監査の対象となっている監査委員事務局の職員（2名）について、監査委員事務局の職員を対象とする監査請求の事務手続きに監査委員事務局の職員が関与することは、違法性が認められない。

- 2 監査委員事務局職員（2名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づき、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。なお、規程第4条に基づき、事務に対して、公正な職務の遂行に当たり、監査委員及び上司の命を受け、適切に事務を処理しているとともに、全力を挙げてこれに専念している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づき、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、監査委員事務局職員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上